

「佐渡金銀山」周遊 Web アプリコンテンツ制作業務委託 仕様書

1 業務名

「佐渡金銀山」周遊 Web アプリコンテンツ制作業務委託

2 業務の目的

本市では、世界遺産登録を目指す「佐渡島（さど）の金山」の令和6年度の世界遺産登録が期待されており、佐渡への注目度が現在高まっている。この時期に合わせ、「佐渡島（さど）の金山」の文化観光の推進に向け、「佐渡島（さど）の金山」の構成資産の見える化を図るため、AR等最新のデジタル技術を駆使して、江戸時代の鉱山技術や当時の様子等の再現を行い、通年・周遊観光の資する新たな情報発信コンテンツを整備することで、現地への円滑な誘導のほか、構成資産を中心に周遊し来訪者の理解促進につなげるためのツアー造成もあわせて図りたい。

3 実施期間

業務委託契約締結の日から令和6年1月31日まで

4 委託金額上限額

13,973千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

(1) 「佐渡金銀山」回遊 Web アプリコンテンツの制作（システム基本要件）について

- 1) アプリはiOS及びAndroidのいずれにも対応したものとすること。また、バージョンは最新のものに対応すること。ただし、アプリ機能を有しない場合（ウェブコンテンツ等での制作の場合）はその限りでない。
- 2) スマートフォン及びタブレット端末のいずれにおいても機能するデザインとすること。
- 3) 開発以降の機能追加・変更に対応できる拡張性を有すること。
- 4) アプリケーションの種類（Webアプリもしくはネイティブアプリ）については問わない。なお、ネイティブアプリとして配信する場合は、App Store及びGoogle Playから無償で取得可能であること。
- 5) 佐渡市では、令和元年に、佐渡金銀山に関わる様々な史跡を巡り、解説やARを楽しむ「佐渡金銀山ナビ」（アプリ）や令和4年度に佐渡金銀山の江戸時代の様子を紹介するCGコンテンツ「“江戸眼鏡”で佐渡の街歩き」を制作している。本アプリコンテンツ制作においては、その成果を連携又は配慮した機能になるよう検討すること。
- 6) マップ機能を有し、利用者の位置情報及びスポットの位置を確認できること。GPS位置情報を取得する機能を有する場合は、利用者に同意を求めること。
- 7) 対応言語は日本語・英語とすること。
- 8) アプリは長期間の運用を見据え、今後の維持管理については、極力安価なものとなるように検討すること。

(2) 「佐渡金銀山」周遊 Web アプリコンテンツの制作（内容）について

- 1) 西三川砂金山・相川鶴子金銀山の周遊を促進するためのAR等を活用した企画立案とすること。
- 2) 佐渡市内において西三川砂金山（五社屋山や笹川集落など）・相川鶴子金銀山（上相川や南沢疎水道など）の世界遺産構成資産15箇所以上のスポットを設定することとし、市と協議の上、本決定するものとする。
- 3) 利用者分析・効果検証のための情報（利用場所、利用時間、利用言語、年齢層、同伴者の有無等）を取得する機能を有するものとする。
- 4) 現地への新たな設置物はなるべく不要とすること。ただし、アプリコンテンツの実現のため、屋外設置型のマーカー等の設置が必要な場合は、佐渡市及び所有者等と協議を行うこと。また、マーカー等設置物については、受託者が制作すること。

- 5) スポット毎に、1～2枚程度の写真資料の表示および150字程度の解説を表示させること。
- 6) 2) 設定スポットの内、5) に加えARやCG等を活用した再現機能を有したスポットを8箇所以上設定すること。
- 7) アプリケーション内にAR撮影機能を実装し、ARスポットにおいては、現地で記念写真が撮影できるようにすること
- 8) 2)、5)、6) については、現地でのみ動作する設定とすること。
- 9) アプリコンテンツには、ARやCGを活用し、「佐渡島の金山」の資産価値がより分かりやすくなるよう工夫すること。
- 10) 撮影業務については、以下のとおりとする。
 - ・必要に応じ映像素材を撮影すること。なお、本業務の目的に合致する映像を既に所有している場合には、それを活用することも可とする。
 - ・解像度はフルHD(1920×1080)以上とすること。
 - ・撮影場所は受託者からの企画提案によるものとするが、契約締結後、委託者と受託者との協議により提案の撮影場所を変更する場合がある。
 - ・天候を考慮した撮影スケジュールとすること。
 - ・撮影（ドローンによる空撮を含む）許可の交渉は、主として受託者が行うものとする。
- 11) 受託者は、動画制作に際して、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないこと。また、制作した動画の委託者又はその許諾した者による使用が第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを保証すること。
- 12) 上記 1)～7) の業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、3Dレーザーによる測量やSLAM技術など活用、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

6 業務の実施

- 1) 業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。
- 2) 業務の実施に当たっては、観光庁の「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」の内容を理解し、提案・業務を進めること。

7 保守運用について

以下の内容について提案を行うこと。

(1) 保守運用費用について

- 1) 令和6年度～令和8年度の保守運転費用について年度ごとに提示すること。
- 2) OS等のバージョンアップへの対応に係る費用も含むこと。
- 3) バージョンアップの内容等により費用が変動することが見込まれる場合は、その旨を記載の上、過去の実績等から算出した見込み金額を提示すること。
- 4) 資料表示及びARスポットを追加する場合の1スポットあたりのそれぞれの単位を提示すること。

(2) 保守運用体制について

- 1) 令和6年度以降の保守運用体制（利用者からの問い合わせ対応、障害発生時の対応等）について提示すること。
- 2) 「5－(2)－3」にて取得した利用データは1ヶ月毎に集計し、本市へ定期的に報告する、もしくは、本市が管理画面等で確認できる仕組みであること。

(3) 留意事項

上記(1)(2)で提案された金額・内容での運用保守を保証するものではない。

8 成果品及び成果報告

(1) 成果品

- 1) 「佐渡金銀山」周遊Webアプリコンテンツ

2) 操作説明書（障害対応マニュアル含む）及び運用手順書

3) 成果品の納品期限は令和5年12月27日とする。

(2) 成果報告

1) 佐渡市で行うコンテンツを活用したツアーの結果を踏まえ、今後のツアー造成を提案し成果報告として提出すること。報告の提出期限は令和6年1月31日とする。

2) 委託者は、成果報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

9 委託金額の減額

委託者は、成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

10 著作権

(1) 当該業務の受託者は、制作し、納品したアプリに関する全ての著作権、所有権等は、委託者に帰属するものとする。そのため、委託者の裁量により、委託者が主催・共催・後援する業務その他において、自由にかつ期限なく使用することができる。

(2) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないものであることを、委託者に対して保証すること。

なお、本アプリにおいて使用する写真、文字、キャラクター等が受託者以外の著作物である場合は、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行った上で、本業務にあたるものとし、当該著作物の著作者と委託者の間に著作権等上の紛争を生じさせないこと。

11 その他

(1) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。

(2) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。

(3) 本仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。